平成２３年（フ）第３１２号
長崎県長崎市京泊３丁目28番５号
債務者　蒲生　美鈴
1　決定年月日時　平成23年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０号
滋賀県長浜市平方町754番地　コーポ平方湖岸103
債務者　中野　光一
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
愛知県豊橋市飯村町字南池上55番地の10
債務者　田中　輝彦
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０７号
愛知県豊橋市下地町字操穴45番地　406
債務者　飯塚　　淳
1　決定年月日時　平成23年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２８７３号
大阪市生野区勝山南２丁目２番４号　ふぁみーゆ勝山701号
債務者　村上　牧子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３３７号
大阪市此花区酉島３丁目14番24―508号
債務者　東　　佑次
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３４７３号
大阪市天王寺区上之宮町４番40―201号
債務者　中本　　稔
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０８号
大阪府枚方市釈尊寺町28番５―205号
債務者　雨森　芳郎
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０７９号
大阪市東淀川区豊新２丁目５番30号　シャネルワン豊新202号
債務者　近正　好和
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０９４号
大阪府寝屋川市萱島南町８番20―301号
債務者　遠　　隆史
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４２５７号
大阪市平野区平野市町２丁目２番７号　コートハウス富田403号
債務者　中路　充紀
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３０８号
大阪府東大阪市友井５丁目２番20―1007号
債務者　吉田　英樹
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３１３号
大阪市東淀川区豊里５丁目６番２号　ゆたかハイツ203号
債務者　松尾　妙子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４３８０号
大阪府池田市豊島北１丁目16番15号　久和荘202号
債務者　内藤　純子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４４６７号
大阪府高槻市川西町３丁目９番12号
債務者　坂本　穏夫
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５１６号
大阪府豊中市山ノ上町２番５号
債務者　上田　博子（旧姓岸）
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４５６８号
大阪府吹田市五月が丘西６番３―308号
債務者　山田久美子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４７２１号
大阪市西成区松１丁目８番15号
債務者　雜賀　重子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部